

補助金の概要「事業所の区分に応じた交付要件」

	処遇改善加算対象外の事業所
	表 3 に規定する事業所
	次の いずれか の要件を満たす介護事業所であること
生産性向上や協働化に係る取組	以下のいずれかの取組を行っている ●ケアプランデータ連携システム加入 ●社会福祉連携推進法人に所属
処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件	●任用要件・賃金体系の整備 ●研修の実施等 ●職場環境等要件 ※キャリアパス要件Ⅰ ※キャリアパス要件Ⅱ 各区分 1 以上の取組、生産性向上のための取組は 2 以上の取組を実施 以上について、申請時に整備・取組を行うことを誓約した場合は基準月から要件を満たしたものと取扱い